

## 習志野市選挙管理委員会議事録

### 平成30年第5回定例会

#### ○開催日時

平成30年8月15日(水)午前9時00分～午前10時00分

#### ○場所

市役所2階会議室3

#### ○委員

4名中「出席3名」「欠席1名」

| 役職       | 氏名      | 出欠 | 備考    |
|----------|---------|----|-------|
| 委員長      | 金子 光 雄  | 出席 |       |
| 委員長職務代理者 | 田 畑 富三夫 | 欠席 |       |
| 委員       | 中 野 隆   | 出席 |       |
| 委員       | 染 谷 雅 美 | 出席 | 議事録署名 |

#### ○付議事項と審議結果

上程3件中「承認3認件」「不承認0件」「審議未了0件」

| 付議事項                                  | 審議結果 |
|---------------------------------------|------|
| 議案第15号<br>選挙人名簿から抹消することについて           | 承認   |
| 議案第16号<br>在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて     | 承認   |
| 議案第17号<br>在外選挙人名簿に登録の移転をする者を定めることについて | 承認   |

### ● ..... ● < 発 言 要 旨 >

#### 【委員長】

只今より、平成30年度第5回選挙管理委員会を開会します。

会議録署名委員は、選挙管理委員会規程第10条の規定により、染谷委員を指名します。

本日の議案は選挙人名簿から抹消することについて、他2件について審議します。

それでは、はじめに「議案第15号 選挙人名簿から抹消することについて」を事務

局より説明をお願いします。

【事務局】

「議案第15号 選挙人名簿から抹消することについて」を  
事務局長より説明する。

（選挙人名簿を回付して確認する。）

【委員長】

只今の説明について、質疑ありませんか。

（「なし」と言う声あり。）

質疑なしと認めます。

本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「なし」と言う声あり。）

ないようですので原案のとおり決定します。

次に「議案第16号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を  
事務局より説明をお願いします。

【事務局】

「議案第16号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を  
事務局長より説明する。

（抹消選挙人名簿を回付して確認する。）

【委員長】

只今の説明について、質疑ありませんか。

（「なし」と言う声あり。）

質疑なしと認めます。

本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「なし」と言う声あり。）

ないようですので原案のとおり決定します。

次に「議案第17号 在外選挙人名簿に登録の移転をする者を定めることについて」  
を事務局より説明をお願いします。

【事務局】

「議案第17号 在外選挙人名簿に登録の移転をする者を定めることについて」を  
事務局長より説明する。

【委員長】

只今の説明について、質疑ありませんか。

（「なし」と言う声あり。）

質疑なしと認めます。

本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」という声あり。)

ないようですので原案のとおり決定します。

【委員長】

その他、事務局より何かあればお願いします。

【事務局】

立候補者の通称認定について、提案します。今回は情報提供いたしますので、次の選挙管理委員会で議案として提出し、審議のうえ決定したい。

立候補者の通称認定については、戸籍上の氏名に代わり、広く一般的に知られ通用している場合は、選挙長に申請し認められれば使用できます。例えば、芸名や、名前の一部を漢字ではなく片仮名にするなどで認められています。来春の統一地方選に向けて、現在問い合わせが来ています。内容としては、屋号を利用できるかというものです。過去、当市では屋号利用の申請はなく認めた事例はありません。そのため規定も整備されていない状況です。

他市の事例としましては、愛知県碧南市では、戸籍上の氏名に代わり、広く一般的に知られ通用しているかどうかで判断しています。そのため、単に屋号のみを通称認定申請した場合、認定できるか疑問であり、本人イコール屋号といえる証拠書類を必要としています。また、他にも同じ屋号を使っている者がいる場合は認められないとしています。このことから、裏を返せば、証拠書類がそろえば認められる可能性も残しています。

皆さんにご審議いただき、9月の選挙管理委員会で決定をしていただきたい。

【委員】

知名度に関し、習志野市全体でどれくらい広く知られていけばよいのか。

【事務局】

広く知られているという基準があいまいです。県に確認しましたが、明確な回答はありませんでした。しかし、おそらく県知事であれば県全域、国政選挙であれば全国的にと思われます。したがって、市長・市議選では市内全域と思われます。一部の地域だけで知られているだけでは、本人を特定するには弱く、戸籍上の名前で特定することになると思われます。

いずれにせよ事務局で、もう少し調べて次の選挙管理委員会で決定して、候補予定者にも報告できたらと思います。

【委員長】

その他事項として他にありませんか。

【事務局】

投票区と投票所の変更について、県に報告に行ったところ、内容は問題ないとのことでした。現在書式、文言等の確認を県にしてもらっているため、回答があり次第告示を行い、報告書も提出し、その後周知を行っていきます。9月議会で質問が出たら、変更が決定し、準備に入っている旨回答することになります。

【委員長】

周知の期限は法律で決まっているのか。

【事務局】

決まっていないが、立候補者のことを考えるとできるだけ早くと考えています。

【委員長】

廃止になる投票区の番号はどうなるのか。

【事務局】

費用面などから、欠番扱いとします。

【委員長】

他に何かありませんか。

（「なし」と言う声あり。）

以上をもちまして、第5回定例会を閉会します。